

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

市町村名	つがる市
所属名	健康福祉部 介護課
担当者名	鳴海

※「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）」の自己評価シートをもとに作成

第 8 期介護保険事業計画に記載の内容				R5年度（年度末実績）		
区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己評価	課題と対応策
①自立支援・介護予防・重度化防止	本市の人口は年々減少し、高齢者人口が増加傾向である。要介護等認定者数及び認定率もまた同様の傾向である。今後も増え続ける高齢者になるべく介護を必要とせず自立した生活をおくることができるよう介護予防の普及啓発が必要である。	個別ケース会議の開催	R3年度 開催回数 4回 R4年度 1回 R5年度 5回	・個別ケア会議：開催回数 3 回 ※地区情報交換会における個別 ケース検討 （開催10回、233件）	◎	個別ケース会議では、検討ケースを積み重ねることで見える地域課題を整理し、社会資源の発掘や、見守り体制の構築等の場として、今後も活用していきたい。ケアマネージャー等が課題を抱えているケースの中から選定しているが、ケアプラン点検や介護給付費等の適正化事業との連携を検討したい。
①自立支援・介護予防・重度化防止	本市の人口は年々減少し、高齢者人口が増加傾向である。要介護等認定者数及び認定率もまた同様の傾向である。今後も増え続ける高齢者になるべく介護を必要とせず自立した生活をおくることができるよう介護予防の普及啓発が必要である。	一般介護予防事業の開催	R3年度 開催回数 71回 参加人数 1,900人 R4年度 71回 2,000人 R5年度 71回 2,100人	・開催回数： 102回 ・参加人数： 1, 724人 ※①②③④⑤⑥の合計 ①ふれあい教室 70回 1, 128名 ②新体幹トレーニング教室 （R3,R4足から始める運動教室） 10回 241名 ③お口の健康教室 1回 9名 ④運転を続けるための教室 1回 19名 ⑤男のためのそば打ち塾 1回 10名 ⑥その他の介護予防教室 19回 317名	◎	令和4年度より感染症防止措置が終了し、全ての教室が再開された。「高齢者の社会参加（集いの場等）や保健事業においても関係機関と連携し介護予防に関する健康教育を展開することができた。運動についても「足から始める運動教室」から「新体幹トレーニング教室（座ってできる運動）」に講師・内容を変更しつつ継続された。次年度以降も市広報誌を活用し、普及啓発を強化していく。
②給付適正化	介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、真に必要なとす過不足のないサービス提供を事業者へ促し、適切なサービスの確保とその結果として費用の効率化を図る。	(1)要介護認定の適正化 (2)ケアプランの点検 (3)住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査 (4)縦覧点検・医療情報との突合 (5)介護給付費通知	(1)調査委託した調査票の内容の整合性を点検。 (2)市が指定する条件に該当するケアプランの提出を求め、給付内容を確認する。 (3)住宅改修について、ケアプラン、理由書、工事見積書等を点検し、必要に応じて、ケアマネ等関係者に状況を確認、疑義がある場合は現地調査を実施。 福祉用具購入・貸与について、ケアマネ等関係者に必要に応じて状況を確認し、ケアプラン、申請理由から必要性の確認を実施。 (4)縦覧点検・医療情報との突合は青森県国保連合会と連携し、縦覧点検を実施しながら介護報酬算定について点検を実施。 (5)介護報酬の不正請求の不正請求の未然防止及びご請求がないか利用者が確認できるよう年2回実施。	(1)調査委託件数：在宅1,469件 施設389件 全調査票について市職員が内容を確認し整合性を点検 (2)ケアプラン提出件数：118件 利用者に合ったサービスが提供されるよう、計画の内容、給付との整合性を確認 (3)住宅改修費支給申請件数 60件うち疑義のある改修はなく、現地調査もなし 福祉用具購入費支給申請件数69件。「申請理由」の内容を確認した結果、不適切と考えられる購入は認められなかった。 (4)・縦覧点検1,106件 ・医療突合1,953件 点検項目について受給者ごとの介護報酬の支払状況を確認、事業所に内容を確認、適正なサービス提供と、請求誤りの防止について指導する。 (5)年2回、6か月分の介護給付費通知をサービス利用者へ郵送（1回目：2,040人2回目：2,042	○	(1)点検時に把握した問題を調査員にフィードバックし調査票の整合性、標準化を図る。 (2)利用者に合ったサービスが提供されるよう、ケアプラン点検支援マニュアルを活用し、ケアマネと一緒に内容を確認しながら、プラン適正化の必要性や自立支援、介護予防、重症化防止について共通した認識が必要である。 (3)申請書類、ケアプランを精査し、必要に応じてケアマネ等より状況確認を行い、在宅における必要性を確認し、不適切な改修や購入がないよう必要に応じて現地調査、聞き取り調査を実施する。 (4)点検項目について、提供されたサービスの整合性を確認し、事業所に確認、請求誤りの防止に努める。 (5)受給者本人、家族に対して、利用したサービス種類、事業所名、自己負担額、利用金額等を記載した通知書を送付する事で、自らが受けているサービスを確認し、適切なサービスの利用と見直し、適正な請求に向けた抑制効果を図る。

行は必要に応じて適宜追加してください